

3. 認可基準

〔設置者の条件〕

項目	基準	判定	申請内容	確認資料	根拠法令等		
土地建物財務内容等	ア 保育所を営むために必要な経済的基礎があること	①保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有している	○	・自己所有	※建設中	通知1	
		②国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を得ていること	-			通知1	
	(ア)①～③のいずれれかを満たすこと	③「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和」について「に定められた要件を満たしている	(1)いづれかに該当すること	○	・自己所有	・登記事項証明書(所有権に関する事項)	通知1 通知2
			(2)賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること	-			通知1 通知2
		(3)賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。またこれとは別に1年間の賃借料に相当する額と1,000万円(1年間の賃借料がこれを超える場合は、その相当額)の合計額の資金を安全性かつ換金性の高い形態により保有 ※1,000万円は場合によっては、2分の1を下回らない範囲で減額できる	-				通知1 通知2
		(4)賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されている	-				通知1 通知2
	(イ)保育所の年間事業費に12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること	○			・過去3年間の決算諸表	通知1	
	(ウ)直近の会計年度において、保育所を営む事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと	○			・過去3年間の決算諸表	通知1	
	イ 当該保育所の経営担当役員が社会的信望を有すること	○			・経営担当役員の履歴書	通知1	
	ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。 * (ア)及び(イ)のいずれれも該当するか、又は(ウ)に該当すること	(ア)実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含んでいる	-				通知1
(イ)社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会を設置している		-				通知1	
(ウ)経営担当役員者に、保育サービスの利用者及び実務を担当する幹部職員を含んでいる		-				通知1	
欠格事由	児童福祉法第35条第5項第4号に掲げられた基準に該当しない	○		・誓約書	通知1		
定員	定員は20人以上となっている	○	・認可定員80人 ・開園時利用定員30人	・申請書	通知1		
職員の配置状況	保育士、嘱託医及び調理員を配置している	○		・職員名簿 ・最低基準調書	市条例第36条		
	保育士を児童の年齢別配置基準により配置している	○		・職員名簿 ・最低基準調書	市条例第36条		
	保育士の複数配置ができています	○		・職員名簿 ・最低基準調書	市条例第36条		
	定員90人以下の場合、保育士が1名加配されている	○		最低基準調書 (※加算要件)	通知3		
	保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設について、保育士が1名加配されている	○		最低基準調書 (※加算要件)	通知3		

〔認可の条件〕

項目	基準	判定	申請内容	確認資料	根拠法令等	
設備の状況	園舎は2階建て以下であり、保育室は1階に設けられている(原則) 特別の事情があるとき、園舎は3階建て以上とすることができる。要件を満たす場合は、保育室を2階又は3階に設けることができる	○	・2階建て	・図面	市条例第34条	
	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物の場合	建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物(同号口に該当するものを除く)となっている	○	・耐火建築物	・確認申請書(建築指導課野村氏聴取)	市条例第34条
		階段は、常用の階段として屋内階段又は屋外階段が1以上設けられている	○	・屋内階段	・図面	市条例第34条
		避難用の階段として、屋内階段・待避上有効なバルコニー・屋外傾斜路又はこれに準ずる設備(非常用滑り台)・屋外階段を1以上設けられている	○		・図面	市条例第34条
		保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること	未	6月末実施予定	・現地確認	市条例第34条
	避難用の屋内階段は、建築基準法施行令第123条第1項各号、又は同条第3項各号に規定する構造となっている。	-				通知3
	建築基準法施行令第123条第1項の場合は、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たす特別避難階段に準じた構造となっている。	-				通知3 市条例第34条
	上記の特別避難階段に準じた屋内階段の設備は、屋内と階段室との間に階段室への煙の直接的な侵入を防ぐための次の要件を満たすバルコニー又は付室を有している。この場合、バルコニー又は付室は、保育室等が設けられている階と避難階との間にある全ての階に設置されていること。 ・バルコニー又は付室は、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこととし、開口部を除き、耐火構造の壁で囲むこと。 ・付室の天井及び壁の室内に面する部分は、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ること。 ・屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には建築基準法施行令第112条第14項第2号に規定する構造の特定防火設備を設けること。	-				通知3
	待避上有効なバルコニーは、次の要件を満たしている。 ・バルコニーの床は準耐火構造とすること。 ・バルコニーは十分に外気に開放すること。 ・バルコニーの待避に利用する各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、開口部は防火設備とすること。 ・屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。 ・バルコニーの待避に利用する部分の面積は、その階の保育室等の面積のおおむね1/8以上とし、幅員おおむね3.5m以上の道路又は空地に面すること。 ・原則として、保育室等から50m以内に直通階段が設置されていること。	-				通知3
	屋外傾斜路は建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とし、乳幼児の避難に準ずる構造となっている。	-				通知3

設備 の 状 況	乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる場合、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所がある	○		・図面	市条例 第34条
	乳児室の面積は、ほふくをするまでの子どもに対して1人につき1.65㎡以上ある	○		・図面	市条例 第34条
	ほふく室の面積は、ほふくをし2歳に達するまでの子どもに対して1人につき3.3㎡以上ある	○		・図面	市条例 第34条
	乳児室とほふく室を一の部屋として保育している場合、ほふくをするまでの子ども1人につき1.65㎡、ほふくをし2歳に達するまでの子ども1人につき3.3㎡を確保している	○		・図面	市条例 第34条
	満2歳以上の幼児を入所させる場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下同じ。)、調理室及び便所がある	○		・図面	市条例 第34条
	保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上ある	○		・図面	市条例 第34条
	屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上ある	○		・図面	市条例 第34条
運 営	保育時間は保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して設定しているか	○		・運営規定	市条例 第37条
	非常災害に必要な設備を設けるとともに、立地条件を踏まえた非常災害に対する具体的な計画を立てる 毎月1回以上避難及び消火に関する訓練の実施を行う	○	・非常口、AED、消火器、 非常用滑り台等を設置 ・毎月避難及び消火訓練を 実施(火災、地震、水害、 原子力災害を想定)	・安全計画 ・各自主防災マニュアル ・原子力災害時 対応マ ニュアル ・図面	市条例 第7条
	職員の研修の実施 施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない	○		・研修計画	市条例 第9条
	感染症・食中毒が発生、蔓延しないよう必要な措置を講ずる 必要な医薬品を備え、管理を適正に行う	○		・衛生管理マニュアル ・感染症対応マニュアル ・給食管理マニュアル ・保健衛生マニュアル ・消毒用クロロラ水につい て	市条例 第14条
	給食の自園調理を行っている(要件を満たす場合は、調理委託業務や外部搬入も可能) 献立は変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を含有している 食品の種類、調理方法は入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮している	○	・自園調理	・食育年間計画	市条例 第15条
	児童の健康診断を、入所時並びに少なくとも年2回行う	○		・健康診断実施計画	市条例 第16条
	施設の運営についての重要事項に関する規定を定めている (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) 前各号に掲げるもののほか保育所の運営に関する重要事項	○		・管理規定	市条例 第17条
	職員(退職後も)は業務上知り得た情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じている	○		・個人情報保護規程	市条例 第19条
	苦情に迅速に対応するため、必要な措置を講じている	○		・苦情解決実施要領	市条例 第20条
	業務の質の評価を行い、常にその改善を図っている	○		・自己評価表	市条例 第40条

通知1 保育所の設置認可等について

(平成12年3月30日 児発第295号 厚生省児童家庭局長通知:平成26年12月12日改正)

通知2 不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について

(平成16年5月24日 雇児発第0524002号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか連名通知:平成26年12月12日改正)

通知3 児童福祉施設最低基準の一部改正について

(平成14年12月25日 雇児発第1225008号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

市条例 松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成29年12月19日 松江市条例第89号)